

サガマリアージュプラットフォーム構築業務委託に係る企画プロポーザル実施要領

1. 目的

有田焼創業400年事業からサガマリアージュに続く「食と器のプロジェクト」の変遷や取組、成果などをアーカイブ化するとともに、現在進行形の取組を常に発信しながら、県内外(国内・海外)の料理人と県内の生産者や窯元などが互いを認知し繋がる機会を作るためのプラットフォーム(ポータルサイト)を構築し、サガマリアージュの認知を広げることを目的とする。

2. 業務内容

別添「サガマリアージュプラットフォーム構築業務仕様書」のとおり

3. 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

4. 予算額

11,000,000円(消費税額及び地方消費税額を含む)を上限とする。

5. プロポーザル実施方法

企画書、見積書等の資料をもとに、参加者のプレゼンテーションによる審査会を行う。
なお、プレゼンテーションは、本業務を実施するにあたっての責任者となる者が必ず行うこと。

(1) 告知

佐賀県ホームページで公募する。

(2) 参加申込

- ①提出書類
 - ・参加申込書【別添様式】
 - ・類似の業務実績が確認できる資料
 - ・会社概要資料【任意様式】
 - ・誓約書【別添様式】
 - ②提出部数 1部
 - ③提出期限 令和6年5月2日(木)17時15分必着
 - ④提出方法 持参又は書留郵便、宅配便など受領確認ができる手段により送付すること
 - ⑤提出先 サガマリアージュ推進協議会 事務局 宛
〒840-8570 佐賀県佐賀市城内1-1-59 佐賀県流通・貿易課内
- ※参加申込にあたっては、事前の説明会等は開催せず、本プロポーザルに関する質問等へは個別に対応する。

(3) 企画提案書提出

- ①提出書類
 - ・企画提案書【任意様式】(紙A4版)(電子データPDF)
 - ※作成にあたっては、(4)を参照すること
 - ・見積書【任意様式】
- ②提出部数 各8部
- ③提出期限 令和6年5月27日(月)17時15分必着

- ④提出方法 持参又は書留郵便、宅配便など受領確認ができる手段により送付すること
- ⑤提出先 サガマリアージュ推進協議会 事務局 宛
〒840-8570 佐賀県佐賀市城内 1-1-59 佐賀県流通・貿易課内

(4) 企画提案書の内容

企画提案書の構成は次のとおりとする。

- ① 要件定義
- ② ポータルサイト制作の設計関連
- ③ デザイン及びアクセシビリティ等
- ④ コンテンツ制作
- ⑤ ポータルサイトへのアクセス誘導施策
- ⑥ インスタグラム運用
- ⑦ ポータルサイトの運用・保守
- ⑧ セキュリティ
- ⑨ 独自の提案
- ⑩ 実施体制
- ⑪ 経費一覧

(5) 仕様書等に対する質問

仕様書等に対する質問がある場合は、令和6年5月20日(月)17時までに質問書(別添様式)により、メールにて「15. 問い合わせ先」まで連絡すること。質疑応答の内容は、必要に応じて参加事業者全員に通知する。

6. 審査方法

次のとおり審査会を開催し、提出書類及びプレゼンテーションにより提案内容を審査し、最優秀者を選考する。

(1) プレゼンテーション・審査会

- ①開催日時 令和6年5月29日(水) 予定
※時間及び場所については、おって参加者に連絡する。
- ②実施方法 事前に提出された企画書をもとに各参加者によるプレゼンテーションを行う。
※オンラインでの参加も可
※審査会場にはモニターやパソコンへの接続機器(HDMI端子等)を準備する予定(パソコンの種類によっては端子が合わない可能性があるため、予備の端子等を持参することを推奨する)
- ③提案時間 1社あたり、プレゼンテーション20分とする。

(2) 審査

- ・審査員は別に定める選定基準に従い審査を行い、審査の結果、最優秀者を契約交渉の相手方として決定する。
- ・提案書の内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。

- ・評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。

8. 選考結果の通知

- (1) すべての参加者に文書で通知する。なお、審査の経緯については公表しない。
- (2) 審査結果に対する意義申し立ては受け付けない。

9. 業務の委託契約

- ・最優秀者との契約締結に向け、企画提案内容の協議・調整を行い、仕様書を確定させる。
- ・最優秀者との協議が不調となった場合は、次点者を随意契約の協議の相手方とする。最優秀者が契約の相手方として決定される前に佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受け、又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者となった場合も同様とする。

10. 参加要件

参加要件は、以下の全ての要件を満たす企業等（法人格を有する団体）とする。

なお、参加要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 今回の業務委託の内容と類似する過去5カ年の納品実績を有すること。
(納品対象は、官公庁・民間とする。)
- (2) 緊急の打ち合わせ・作業等が必要な場合に、迅速に対応できること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続き開始又は民事再生法手続き開始の申し立てがなされている者（更生手続き開始又は民事再生法手続き開始の申し立てがなされている者であっても、更生計画の認可又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）でないこと。
- (5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者でないこと、及び、次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

11. 実施スケジュール

- (1) 参加申込 令和6年5月 2日（木）

(2) 企画書提出期限	令和 6 年 5 月 27 日 (月)
(3) 審査会	令和 6 年 5 月 29 日 (水) 予定
(4) 選考結果通知	令和 6 年 5 月 31 日 (金) 予定
(5) 契約締結	令和 6 年 6 月 14 日 (金) 予定

1 2. その他

- (1) 提出物は返却しない。
- (2) 本プロポーザルに係る提出書類作成等に関する費用はすべて提出者の負担とする。
- (3) 参加要件を満たさない者又は委託事業者選考までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した企画提案書は無効とする。
- (5) 公正な審査を妨害する恐れのある、あらゆる行為を禁止する。
- (6) 審査の結果、最高位の評価を得た者が参加要件を欠くに至った場合は、契約締結ができない。この場合、プロポーザルの次順位の者と契約を締結する。
- (7) 本プロポーザルについての問い合わせは、電話・メールで受け付ける。質問応答の内容は、必要に応じて参加者全員に周知する場合がある。
- (8) 契約締結後、本業務で制作した全ての成果物及び著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む）はサガマリアージュ推進協議会（以下「本協議会」という。）に帰属するものとし、制作者は本協議会に対して著作者人格権を行使しないものとする。

1 3. 契約保証金

- (1) 契約締結の際に、契約金額の 100 分の 10 以上に相当する金額を納付すること。
- (2) 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第 116 条の規定に基づき、担保を供することができる。
- (3) 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。
 - ア 本協議会を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合
 - イ 過去 2 年間に国又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これを適正に履行しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合
 - ウ 随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき

1 2. 留意事項

- (1) 本業務における全ての成果物、取得物及び著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む）は本協議会に帰属するものとし、制作者は本協議会に対して著作者人格権を行使しないものとする。（取得物については消耗品を除く）
- (2) 制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、受託者が著作権者の承諾を得て、利用を行うこととする。
- (3) 本業務にて全部又は一部を再委託することは原則として認めない。ただし、本協議会と受託者の協議により本協議会が認めたときは、この限りではない。
また、機密保持、知的財産権等に関して、本業務委託契約にて定める受託者の責務を再委託先業者も負うよう、必要な処置を実施すること。

なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこと。
あわせて、あらかじめ本協議会に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先
に対する管理方法を報告し、承認を得ること。

1 3. 情報漏洩の禁止

受託者は、個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、
個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等のないように万全の注意を払わなければならない。
い。

また、個人情報の取扱いには、佐賀県の定める「情報セキュリティポリシー」及び「個人情報
保護条例」を遵守すること。

1 4. 遵守事項

受託者は、契約の履行にあたって、本委託業務の意図及び目的を十分に理解したうえで、持
てる能力を最大限発揮するとともに、本協議会事務局の指示を遵守し、誠実に実施しなければ
ならない。

また、受託者は、本委託業務の実施にあたり、関連する法律等を遵守しなければならない。

1 5. 問い合わせ先

サガマリアーヂュ推進協議会 事務局 担当 安富、宮崎、浦
〒840-8570 佐賀県佐賀市城内 1-1-59 佐賀県流通・貿易課内
TEL 0952-25-7252 (直通)
電子メール ryuutsuu-boueki@pref.saga.lg.jp